

木津川市教育委員会会議録

平成25年第12回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成25年12月25日（水） 9時33分から12時12分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-1会議室

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理、小松信夫委員、高橋史代委員、

森永重治教育長

（事務局）森本教育部長、福井理事、松原理事、山本理事、太田教育次長兼社会教育課長、石井教育施設整備室長、竹本学校教育課長

1. 開 会 委員長

委員長あいさつ

2. 会議録署名委員

委員長が、会議録署名委員を指名した。

3. 前回会議録の承認

委員長が、第11回定例会議の会議録を確認し、承認された。

4. 議 事

《議案第42号 木津川市いじめ防止等対策委員会条例の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

理事が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市におけるいじめ防止等の基本的な方針の策定及び生徒指導上の諸問題への対応に資するため、地方自治法第138条の4の規定により教育委員会の附属機関として条例により設置するもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：説明の中に、いじめ問題対策連絡協議会とあったが、それはいじめ防止等対策委員会とは別のものか。

事務局：いじめ問題対策連絡協議会は、設置してもよいと法律で定められている。

構成メンバーは、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、もしくは警察の代表であり、主に情報交換の場になるのではないか。これについては、今後京都府が設置していくのではないか。そこに市町が加われば情報交換をしていくことが可能になる。市町がこの連絡会を設置しても機能していくのは難しい。それならば、より実効的な教育委員会の附属機関として今回のいじめ防止等対策委員会を設置していきたいと考えている。

委 員：それらは性格上どう違うのか。

事務局：いじめ問題対策連絡協議会は、中身が詳細に記載されているわけではない。従って、情報交換の場になるのかと思われる。具体的な事象に対して具体的な方針が示せる組織の方がいいであろうということでのいじめ防止等対策委員会になった。

委 員：教育委員会の附属機関というのはどういうものか。

事務局：独立機関ではなく、教育委員会からの求めに応じて会議を開催する。教育委員会のもとにあり、例えば教育振興基本計画策定委員会のような形を考えて頂ければ良い。

委 員：問題事象が起こって、大津市などは結局市長部局を中心になったような委員会ができたのではなかったか。あれは教育委員会の組織ではなかったようだが。

事務局：今回の法律では段階が踏まれており、自殺であるとか大きな事態が起った場合には、まず学校は設置義務である、いじめ対策の組織を作らなければならない。その学校の組織が調査を行うか、教育委員会の附属機関が調査を行うかの選択になるが、学校現場の先生が調査に当たるのは難しいので、教育委員会が作る附属機関が調査にあたることになると思う。その調査結果を首長に報告する。そこで、再度調査が必要となれば今回の大津市のような全く教育委員会でなく第三者を集めた委員会を設置していくことになる。

委 員：これは、防止と発生した時の対応を両方やるのか。

事務局：いじめだけに特化するのではなく生徒指導上の様々な問題についても対応していきたいと考えている。

委 員：この委員会の設置については予算を取るという話であったが、委嘱された委員に報酬を支払うということか。

事務局：委員報酬である。平穏にいけば年間2回ないしは3回の会議で終わる。

委 員：定例で行う予定か。

事務局：今計画しているのは年度当初と年度末でいけるのかなと考えている。

事務局：いじめだけではなく、クレームへの対応についての学校の負担軽減もこの組織の中で実行部隊を作つてできないかと思っている。イメージとしては、福祉部サイドの要保護児童対策協議会という組織があるが、そこにはケースワーカーや精神科医、民生児童委員などが入つており、虐待にかかわつてのケース会議がある。そのケース会議が実行部隊である。その中で、学校や関係者が集まつて、すぐに解決はできないが、学校だけで抱えていた問題をみんなで考えてもらう。そういういじめやクレームへの対応などを何とかできないかと考えている。

委 員：学校の中では体罰問題もあるかと思うが、それも入るのか。

事務局：基本的に生徒指導上の問題については、虐待はケース会議で対応しているが、それ以外はかなり包括的に、あくまで生徒指導上に関わつて対応していきたいと考えている。

委 員：保護者のクレーム対応などは学校運営にも関わるかと思うが、それはこの所掌事項で大丈夫なのか。

事務局：クレーム対応といつても、根本には子どもに関わつてのクレームになるので、関連するのは生徒になる。

委 員：題目だけ見ると、いじめに関する委員会かと思つてしまふ。ある程度どこかで包括できるような文言があつてもいいのではないか。

委 員：学校ではいろんな諸問題を抱えているが、いじめだけでなく、たとえば育児放棄などもあり、その度にいろんなところと連携しケース会議のようなものを開いていたかと思うが、これとだぶる部分が出てくるのではないか。

事務局：だぶるのは当然のことで、学校で解決する話だと思っているが、学校で解決できないとか、重荷になつてるとか、重大なものをすくい上げていこうと思っている。基本は学校でなければいけない。

委 員：たとえば育児放棄などは、学校だけでは解決できない部分が非常に大きい。児童相談所などが入つてケース会議をもつてゐる場合がある。そういう場合、これとだぶつてしまふのではないか。

事務局：ケース会議とはすみ分けが必要かと思う。

委 員：どちらへんに線を引くのか。

委 員：それが、京都府のいじめ問題対策連絡協議会がやるのでないのか。

事務局：そこは大枠の話でしかないとと思う。基本的には細かい事案をひとつひとつ拾うのは難しい。したがつて、更に機動的に動ける対策チームを作つて、学校が対応に苦慮している部分に手助けができればと思う。その指導助

言がもらえる委員会が上にあるというイメージをもっている。

委 員：学校としてはそういうのがあれば学校だけで悩まずにいろんなところに相談できるし、方針も見出しやすいので有難いことだとは思うが、場合によってはいろいろあってややこしくなり、どちらに従つたらよいのかわからなくなると困るので、一定の整理が必要かなと思う。

事務局：虐待のケース会議には教育委員会の担当者も入っているので、連携は取れるかと思う。

委 員：案件があった場合に、まずこの委員会に持ち込むということになるのか。学校の諸問題に対するこういう協議会のようなものはこれまでにはなかったのか。

事務局：組織としてはなかった。

事務局：現実的には、指導主事や理事が個別に対応している。

委 員：こういう重大な案件等は山城教育局が指導されることはないのか。

事務局：現実、局が直接指導することはない。こちらから報告を上げて、その中でアドバイスや指示が入ることはある。時々局に保護者が電話をされ、対応してもらっていることはある。

事務局：保護者が局や総合教育センターなど上層部に、市や学校が何もしてくれないと電話をされる。それは保護者の選択になるので、これからもあるだろう。

委 員：保護者もどこへ話をしてよいのかわからないというのもあるので、一定整理されて組織ができればそこに持ち込むことができるのではないか。

事務局：対策チームがその窓口になっていくかと考えている。本来は学校と保護者が信頼関係を築いてもらって、学校に相談してもらうことになるのだが。

委 員：このような委員会は必要なものであると思うので、今後は報告もお願いしたいと思う。有効な委員会を作っていただきたい。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第43号 木津川市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

城山台小学校の開校に伴い、平成26年3月31日付けをもって木津小学校鹿背山分校を閉校するもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：鹿背山分校はいつから始まったのか。

事務局：明治28年から始まった。

委 員：最初から分校か。木津小ができて分校になったのか。

事務局：明治5年に木津小学校が始まって、明治28年に分教室として始まった。

委 員：分校の後利用はどうなっているか。

事務局：今後話をしていくことになる。

委 員：閉校式は行うのか。

事務局：お別れ会を行う予定である。

委 員：梅谷分校の後は集会所として使っているのか。

事務局：元々の分校の建物はなくなっているが、そこは今、集会所が建っている。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第44号 木津川市いじめ防止等対策チーム設置要綱の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

理事が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市におけるいじめ防止等生徒指導上の諸問題への対応のため、木津川市いじめ防止等対策委員会の内部組織として設置するもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：さっきの木津川市いじめ防止等対策委員会の下部組織になるのか。

事務局：実行部隊及び事務局という形である。

委 員：この対策チームが一番最初に動くことになるのか。

事務局：学校で何か解決できない問題が起こった場合に、ここに相談があつたり、

保護者が直接相談をしてくる場合もあるだろうし、その時に上の対策委員会に指示を仰ぐなりアドバイスをもらうなりして、実効的に動いていくこ

となる。

委 員：対策委員会を開く開かないもここで決めるのか。対策委員会は何かあつた場合に動くということではなかったか。

事務局：対策委員会は基本定例で開く。何かあった時に動くのは、対策チームである。ただ、重大な事案が起こった場合には調査チームとして動いてもらうことになる。

委 員：重大事象が起こらない限りは対策委員会は開かずに、対策チームが受け皿になるということであり、指示に従うということなく直接ここが対応するということか。

事務局：対策チームでできることはする。ただ、対策委員のメンバーには弁護士等専門家がおられるので、アドバイスをもらうことはある。

委 員：委員が個別に稼働することがあるということか。

事務局：相談はさせてもらうことはあるかと思う。

事務局：緊急性のないものは対策チームでやり、1年間のまとめを年度末に、年度始めに一定の方向性をという通常の定例会でよいかと考えている。緊急性を要する重大事案の場合は、当然臨時で対策委員会を設けなくてはいけない。

委 員：対策委員会の実動部隊として対策チームがあるということ。おそらくこれまで業務としてやっていることを今回組織として形作るということになるのだろう。

委 員：具体的には対策チームが中心に動かざるを得ないし、重大事案が起こった場合には委員会が開かれるということになるが、特別支援と生徒指導については内部組織の充実の必要があると思う。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第45号 木津川市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

京都府立学校ハラスメントの防止に関する要綱の改正に基づき、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：これは、学校の先生と職員のことか。

事務局：教職員がセクハラやパワハラを起こしたことによって与える影響等を回避するため、未然防止であるとか、起こった場合の対応についての要綱である。

委 員：教職員は府の職員であるかと思うが、府のこういう要綱はあるのか。

事務局：京都府の府立学校の要綱がある。これは、木津川市立の小中学校で起こったセクハラ、パワハラに対する対応ということで木津川市が決めている要綱である。

事務局：教職員は、任命権者は府であるが、服務監督は市である。

委 員：罰則規定はあるのか。

事務局：公務員としての懲戒になる。

委 員：市の職員のハラスメント規程はあるのか。

事務局：市の職員のハラスメント規程はない。

委 員：相談するのは学校管理職になるのか。もう少し相談窓口があればいいのだが。

事務局：総合教育センターに教職員の相談窓口がある。

委 員：これは府立高校の方が変更になったからということか。府立高校では調査した結果体罰があちこちにあったからそれに関連してということか。改正の主な点は何だったのか。

事務局：局から詳しい説明はないが、基本体罰について多く載ってきているので、それらを踏まえての改正であるかと思う。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

5. 教育長報告（平成25年11月21日～12月25日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の件について、詳細の説明があった。

- ・ 11月28日人権政策確立に関する意見交換会が行われた。教育委員会サイドでは学力の状況と進路の状況が議題になった。
- ・ 11月29日木津川市議会定例会が開会された。

- ・12月4日給食センター運営委員会が開かれ、給食費について一定の方向性を出してもらった。
- ・12月7日やましろ未来っ子小学校E K I D E Nが行われ、相楽小学校が山城地域で2位になった。
- ・12月21日同志社プロデュースプロジェクト発表ということで、市内5校の中学生が同志社の学生と町づくりの課題研究に取り組み、今年はイオンモールで発表を行った。

6. その他

(1) 学校給食費の改定について

理事が、学校給食費の改定について資料に基づき説明を行った。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委員：前回、3給食センター合同の運営委員会が開かれ、基本的には値上げはやむなしという結論が出ている。30円ぐらいの値上げという一定の方向性が出たが、それを最終的にこの教育委員会で決定ということになる。給食センター運営委員会でも意見は出してもらったが、教育委員の意見として伺いたい。前回は平成9年に消費税の値上げの際に改定があった。今回も消費税の値上げがあり給食費の値上げになっていくのかと思う。給食費は、月額で徴収し、最終調整していると思うが、資料の中で、1食当たりと月額を両方書くとわかりにくいのではないか。

委員：他町村と比べる場合は、1食当たりで比べるか月額で比べるか、どちらにしないと資料としてはわかりにくい。

委員：日本人は、カロリーは足りているが、カルシウムと鉄は不足している。これは、生活習慣病にも関係している。私は、給食は食育であり、1日の所要量の3分の1以上を確実に取れるようにするには、50円ぐらいの値上げはやむなしかと考えている。経済状況を見ると去年ぐらいからデフレであるのに、今値上げしたら最低5年ぐらいはできないとすれば、30円で必要な栄養所要量が取れるのか。上げるのであれば、給食をどう捉えるか。単価もあるだろうが、自分を作る土台のモデルとしての食材や栄養価を考えたものだということを自信を持って言えるぐらいの給食にすべきだと思う。単に成長期だけではなく、一生の食習慣を決める健康度を決める大事なものであるということぐらいを考える必要がある。

事務局：栄養価の確保については、栄養士が献立を考えているが、エネルギー、たんぱく質、カルシウムは十分確保しており、鉄や食物繊維については日々上下しているが、維持しながら工夫してもらっている。

委 員：工夫してもらっているのはよくわかる。ただ、ここ5年を考えると、30円の値上げでは厳しいのではないかと思う。

委 員：運営委員会でも30円の値上げで十分かという意見があった。

委 員：保護者に対しての説明にはどんな書面を渡されるのか。

事務局：決定すれば保護者には文書で周知したい。その文書については、十分に要点を入れたものを考えている。

委 員：その渡す文書は次回委員会で示してもらえるのか。

事務局：次回に準備をする。

委 員：給食費の内訳（構成比）の変化として平成9年度と平成25年度の円グラフがあるが、平成26年度以降の円グラフを見たい。保護者の観点としては、値上げしたことによって、主食、牛乳、副食の比率がどう変わるのが知りたい。何のための値上げか、どうしたいから値上げをするのかを知っていないと保護者は納得しない。消費税が上がるから上げるではなく、目に見えた方がよい。また、最近季節食や行事食を家庭でしないので、そういうのを給食で知っていく子もいるので、予算が足りないとできないのでそういうことも文章に入れてもらえばいいかなと思う。

委 員：山城給食センターの運営委員会の中では、本当に30円の値上げでいいのかという話があり、結果いけるのだろうということにはなったが、他の運営委員会ではどうだったのか。

委 員：アンケートでは30円という意見が多く、値上げ額を30円としているが、なぜ30円なのかがわかるように、根拠が必要となる。構成比の中でどう改善されるかが示されればよい。

委 員：月額いくらかのところに、平均の給食回数を入れてもらった方がわかりやすいのではないか。

事務局：各学校、学年によって異なるので、単純に入れてしまうとややこしい。

委 員：月額を1食当たりで割ると1ヶ月の給食回数が約16回となるが。

事務局：月当たり16回で割っているのではなく、年間給食回数から計算している。

委 員：そこが保護者にはややこしい。

事務局：月額は、あくまで年間調整するための基本となる額である。

委 員：徴収方法を書いておく必要があるのではないか。確実なのは1食いくら

かということになる。

委 員：30円がどうしても必要であるという根拠をはつきり出してもらうほう
が保護者が納得されるし、なぜ30円なのかがわかるような形で書いても
らうとよい。

委 員：状況としては、値上げについては問題なしであるので、30円の妥当性
と、どういう効果として現れるかを出してもらえばと思う。1月に議案
として提案をお願いする。

(2) 平成25年第4回木津川市議会定例会一般質問について

部長が、一般質問の教育委員会関係について説明を行った。

(3) その他

・今後の地方教育行政の在り方について（答申）

教育長が、平成25年12月13日の答申について説明を行った。

(4) 今後の行事予定について

学校教育課長が、今後の行事予定について説明を行った。

(5) 次回委員会日程

次回委員会は、平成26年1月22日（水）午前9時30分から開催することを
決定した。

委員長が、会議を閉会した。